

令和5年12月18日
生活支援部医療保険課

後期高齢者医療制度に係る保険料の改定等について

1 保険料の改定

後期高齢者医療制度については、東京都後期高齢者医療広域連合（以下「都広域連合」という。）が保険者となり、2年ごとに保険料の改定を実施。現在、令和6・7年度（第9期）の保険料について検討中。

2 保険料算定案等

【算定案】※年額

		R4・R5年度	R6年度	増減
均等割額		46,400円	47,700円	+1,300円
所得割率	旧ただし書き所得58万円以下	9.49%	9.74%	+0.25P
	旧ただし書き所得58万円超		10.00%	+0.51P
1人当たり保険料額		104,842円	112,633円	+7,791円

		R4・R5年度	R7年度	増減
均等割額		46,400円	47,700円	+1,300円
所得割率		9.49%	10.00%	+0.51P
1人当たり保険料額		104,842円	114,895円	+10,053円

		R4・R5年度	R6・R7年度	増減
1人当たり保険料額		104,842円	113,774円	+8,932円

※今後、国通知による各種係数等を勘案し、保険料率の最終案が提示

【特別対策等】

本来保険料で賄うべき費用を、各市区町村が負担することで保険料の増加を抑制する特別対策及び保険料の独自軽減を継続実施

項 目		負担費用（2ヵ年）
特別 対策	葬祭事業	約 91億円
	審査支払手数料	約 78億円
	保険料未収金補填	約 46億円
所得割額独自軽減		約 5億円
区市町村負担金合計		約220億円

3 今後のスケジュール

令和6年1月中旬 都広域連合協議会に保険料最終案を報告
同 下旬 都広域連合第1回定例会に議案を提出

4 本区への対応

特別対策の継続に伴い負担金を抛出することから、都広域連合規約の一部改正が必要であり、令和6年第1回定例会で都広域連合規約変更の協議について議案を提出予定

【参考（政令どおり算定した場合）】

		R4・R5年度	R6年度	増減
均等割額		46,400円	49,900円	+3,500円
所得割率	旧ただし書き所得58万円以下	9.49%	10.11%	+0.62P
	旧ただし書き所得58万円超		10.65%	+1.16P
1人当たり保険料額		104,842円	117,985円	+13,143円

		R4・R5年度	R7年度	増減
均等割額		46,400円	49,900円	+3,500円
所得割率		9.49%	10.65%	+1.16P
1人当たり保険料額		104,842円	120,499円	+15,657円

		R4・R5年度	R6・R7年度	増減
1人当たり保険料額		104,842円	119,254円	+14,412円